

令和 7 年度諫早市地方就職学生支援金交付要領

1 趣旨

市は、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等の卒業又は修了後、本市への移住を伴う県内就職をする学生を支援するため、長崎県と共同して実施する地方就職学生支援事業において、東京圏から本市に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において諫早市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、移住支援事業・マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び創業支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 26 日付け 31 地づ第 59 号。以下「県実施要領」という。）及び諫早市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 定義

この要領における用語の意義は、次の (1) 及び (2) に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち条件不利地域を除いたものをいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

3 対象経費

支援金の対象経費は、次に掲げる区分に応じ、当該各区分に定める経費とする。

(1) 交通費 長崎県内での就職活動をした際の移動に要した経費

(2) 移転費 本市に移住した際の移転に要した経費

4 交付金額

支援金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各区分に定める額とする。

(1) 交通費 長崎県職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）及び長崎県職員の旅費支給に関する規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第13号）の規定に基づく、長崎から東京までの往復交通費1回分の1／2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

(2) 移転費 移転に要した実費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、113,000円を限度とする。

5 交付回数

交通費及び移転費の交付は、一人につきそれぞれ1回を限度とする。

6 対象者要件

申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(イ) 大学の卒業年度又は大学院の修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業又は修了（以下「大学の卒業等」という。）していること。ただし、交通費の申請については、当該大学等に在学中（以下「在学中」という。）の場合（卒業見込みがある

場合に限る。)も対象とする。

- (イ) 大学の卒業等の年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 本市に移住したこと。ただし、交通費の申請については、長崎県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

- (イ) 支援金の申請時において、大学の卒業等の日から１年以内、かつ、就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合には、就業開始予定日前１年以内であること。

- (ウ) 本市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、大学の卒業等の後に、６の(2)就業に関する要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 諫早市暴力団排除条例（平成２４年条例第２０号）第２条に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

- (イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国政を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) その他長崎県又は市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 長崎県内に所在する企業等に、大学の卒業等から1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、長崎県内に所在する企業等に就職することが内定しており、かつ、当該企業等への就職及び就業継続の意思を有していること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等を営む者でないこと。
- (ロ) 諫早市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当する法人等でないこと。
- (ハ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (ニ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 長崎県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として、採用予定であること。

7 交付の申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、諫早市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号、様式第2号

又は様式第3号)に次の(1)から(4)までに掲げる書類の他、大学の卒業等をした申請者にあつては(5)から(7)までの書類、在学中の申請者にあつては(8)及び(9)の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人が確認できる書類の写し
- (2) 交通費又は移転費に係る領収書等の写し
- (3) 移住元が確認できる次のアからエまでのいずれかに該当する資料
 - ア 住民票の写し又は住民票の除票
 - イ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び卒業年度の複数月の家賃の振込明細又は引落履歴
 - ウ 卒業年度の複数月の公共料金の領収書
 - エ その他移住元の住所を確認できる資料
- (4) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるものに限る。)の写し
- (5) 本市の住民票の写し
- (6) 就業証明書(様式第4号)
- (7) 卒業証明書、修了証明書その他の卒業又は修了したことを証明するもの
- (8) 内定証明書(様式第5号)
- (9) 在学証明書等の大学等に在学していることを証明するものであつて、申請者が大学の卒業等年度であることが確認できるものの写し(学年の記載がない場合にあつては、発行済みの証明書に当該大学等の事務局が学年を加筆し、公印を押印したものであること)

8 交付の決定

市長は、7の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、速やかに交付

決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとし、支援金を交付することが適当でないと認めたとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

9 請求の手続き

8 の規定により、交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、諫早市地方就職学生支援金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

10 支援金の交付

市長は、交付決定者に対し、申請から 3 か月以内に支援金の交付を行うものとする。

1 1 交付決定通知書の再交付

交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、諫早市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第 8 号）（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

1 2 再交付決定および通知

市長は、1 1 の規定により再交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに諫早市地方就職学生支援金交付決定通知書（再交付）（様式第 9 号）により申請者に交付するものとする。

1 3 手続の省略

規則第 2 2 条の規定により、規則第 1 4 条の規定による実績報告書の提出及び規則第 1 5 条の規定による補助金等の額の確定通知は、省略するものとする。

1 4 報告及び立入調査

長崎県及び市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

1 5 返還請求

市長は、支援金の交付を受けた者が次の(1)から(6)までに掲げる要件に該当する場合には、当該(1)から(6)までに定める額を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合 全額
- (3) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。） 全額
- (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。） 全額
- (5) 転入日から3年未満に本市から転出した場合 全額
- (6) 転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

1 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。